

## 第4章 施策の展開

---

- 1 施策体系
- 2 課題及び施策

# 第4章 施策の展開

## 1 施策体系

【将来像】 【三つの環】 【基本目標】

【施策分類】

【具体的な施策】

山と  
・も  
土に  
・創  
り、  
水、  
次代  
へ引  
き継  
ぐ阿  
賀野  
の三  
つう  
の環  
！

【将来像】	【三つの環】	【基本目標】	【施策分類】	【具体的な施策】
山と ・も 土に ・創 り、 水、 次代 へ引 き継 ぐ阿 賀野 の三 つう の環 ！	地域の環	自然環境に関する基本目標	緑環境の保全・育成・活用	1-1 森林資源の適正管理・有効利用 1-2 農地・里山の保全・活用 1-3 身近な緑空間の保全・創出・活用
			生き物の生育環境の保全・創作	1-4 多様で貴重な生き物の生育環境の保全
			水辺環境の保全・活用	1-5 多様な清流・水辺環境の保全
			資源の有効利用と好循環による地域活性化	1-6 環境保全型・活用型産業の推進
	循環型社会の環	生活環境に関する基本目標	安全・安心な暮らしの確保	2-1 防災対策の推進による暮らしの安全確保 2-2 土壌・地下水汚染、有害化学物質対策の推進
			良好な水質の保全	2-3 家庭、事業所における河川、湖沼、湧水などの水質保全
			観測・監視体制の充実ならびに相談・指導体制の整備	2-4 騒音・振動の防止 2-5 大気汚染・悪臭の防止
			土地利用の適正管理と美しいまちづくり	2-6 適正な土地利用の計画・誘導 2-7 地域・地区の特徴を活かした良好な景観づくり 2-8 地域一体となった環境美化の推進
			ごみの減量化・分別・適正処理の推進	2-9 4Rの推進と適正処理
	地球環境に関する基本目標	地球環境に関する基本目標	地球温暖化に対応したまちづくり	3-1 エコ・コンパクトなまちづくり 3-2 ヒートアイランド対策の推進
			再生可能エネルギー、未利用エネルギーの有効利用	3-3 再生可能エネルギー、未利用エネルギー活用の推進 3-4 エネルギーの効率的な利用の推進
			環境にやさしい暮らし及び事業活動の推進	3-5 省資源・省エネルギーの生活スタイルの普及啓発 3-6 事業活動に伴う環境負荷の低減・再生可能エネルギー等活用の推進
協働の環	環境教育に関する基本目標	歴史・文化的環境の継承及び活用	4-1 誇り高い歴史・文化遺産の保全・継承 4-2 環境教育・観光資源としての利活用の推進	
		環境学習・環境教育の推進	4-3 身近な自然や地球環境に関する学習・教育の推進	
		人づくり・しくみづくり	4-4 環境を守り育てる人材の育成	
		環境情報の発信・共有	4-5 産・官・民一体となったPR活動の展開	

## 2 課題及び施策

### (1) 自然環境に関する課題及び施策

#### 1) 課題

課題	内容	対応する 施策
ア 森林資源の保全	林業従事者の高齢化や従事者不足などにより、間伐などの森林整備が進まず、森林の荒廃が懸念されています。森林には二酸化炭素の吸収や土砂災害の防止、生物多様性の保全などの多面的機能を有していることから、地域ぐるみで保全が必要です。	1-1
イ 農地・里山の保全	生産緑地としての農地の保全・確保（特に、有機農業先進地として全市的に質の高い農地の保全・確保と荒廃・遊休農地の有効活用）、自然と都市をつなぎ、魅力にあふれた里山の保全・育成及び活用について検討する必要があります。	1-2
ウ 有機農業先進地として農薬と化学肥料は極力使用しない、地域一体となった協定的な取組	農薬や化学肥料を極力使用しない、あるいは適正使用にとどめる必要があります。これらは行政・事業者が協力して取り組む必要があります。有機農業先進地として内外にアピールする方法について検討する必要があります。	1-2
エ 身近な緑空間の確保	個人や地域ぐるみ、事業所などの協力による緑化推進・クリーン作戦などの実施や災害防止や景観形成に有益な屋敷林、寺社林、シンボルツリーなどの保全・育成について検討する必要があります。	1-3
オ 生き物の生息環境の保全・創造	各種開発や事業導入時における、生物多様性やビオトープネットワークへの配慮、特に、ラムサール条約登録湿地に飛来するハクチョウなどの生息環境としての、周辺農地の冬期湛水による取組の協力を得た餌場の確保、水辺環境保全のための環境用水の利活用・維持推進、生き物の調査結果の公表や環境学習・教育を通じた絶滅危惧種や希少種・貴重種などの保全について検討する必要があります。	1-4
カ 水辺環境の保全・活用	自然の水質浄化作用を理解した親水空間の整備、多様な主体の参加・協力による水辺における生物とのふれあい活動を通じた保全意識の高揚・取組、ラムサール条約登録地としての意義の理解浸透とその理念に基づいた利用について検討する必要があります。	1-5
キ 市のシンボリックな環境の保全・アピールとなる新たなブランド形成	瓢湖のハクチョウや五頭山など市のシンボリックな環境をアピールするとともに、新たなブランドを形成します。	1-6
ク 農商工+市民連携による一体的で持続可能な産業振興策	農業・商業・工業などの産業と市民が連携し、一体的で持続可能な産業構造の構築について検討する必要があります。	1-6

## 2) 施策

### 1-1 森林資源の適正管理・有効利用

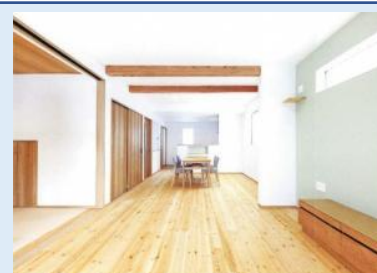


項目	内容
基本目標	自然環境に関する基本目標
施策分類	緑環境の保全・育成・活用
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除間伐などによる森林環境の整備や森林資源の適正管理を進め、森林が有する環境保全機能（水源涵養、国土保全、景観保全、レクリエーション、生物生息環境、CO<sub>2</sub>吸収など）の保全・向上に努めます。</li> <li>・ 森林空間の整備にあたっては、森林の生態系への配慮を心がけます。地域住民や企業との連携を考慮した林業の振興を進めます。</li> <li>・ 森林環境譲与税を活用した事業（森林整備、森林経営管理、林道維持管理など）を推進します。</li> </ul>
主体	市の施策
農林課	林道維持管理の推進 松くい虫伐倒駆除の推進 森林整備の推進 森林経営管理の推進 地元産材の加工・流通・販売・PRの促進（コラム参照） 森林資源のエネルギーの利活用の推進
主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物多様性の保全、土砂災害の防止など森林の多面的機能の理解を深めます。（コラム参照）</li> <li>・ 住宅や生活用品などにおいて地元産材の購入・利用を進めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物多様性の保全、土砂災害の防止など森林の多面的機能の理解を深めます。</li> <li>・ 森林地域における開発事業をできる限り抑えること、開発時は自然改変の低減に努めること、間伐材などの利活用を進めることなどにより森林を保全します。</li> <li>・ 事業や備品などにおいて地元産材の活用を進めます。</li> </ul>

#### 【地元産の木材】

にいがたの木を使った県産材住宅見学会の開催  
 新潟県では、県産材を使用した住宅の完成見学会等の開催による県産材のPRを支援しています。  
 県産材を使用した住宅の完成見学会等が県内各地で開催されます。

出典：新潟県ホームページ



阿賀野市曾郷 きづかいの家

#### 【生物多様性の保全(30by30)】

30by30（サーティ・バイ・サーティ）とは、「2030年までに生物多様性の損失を食い止め、かつ回復させ、国内の陸と海の30%以上を健全な生態系として保全・保護する」といった目標をいいます。

## 1-2 農地・里山の保全・活用



項目	内容
基本目標	自然環境に関する基本目標
施策分類	緑環境の保全・育成・活用
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興地域整備計画や農業農村振興計画などにに基づき、優良農地の確保・保全を図ります。また荒廃・遊休農地の有効活用、集落営農などの支援を通じて、農地・農業の保全・向上に努めます。</li> <li>・農地・農業の多面的機能（環境、景観、生物多様性、水資源管理など）として挙げられる国土保全、水源涵養、自然・生物環境の保全、良好な景観形成などの維持・向上に努めます。</li> <li>・環境保全型農業先進地として、化学肥料や農薬などの使用削減と適正使用の普及を進めます。</li> <li>・自然環境や野生動物の生息環境を保全するとともに、サルやイノシシなどによる農作物の被害を防ぐため、里山の保全・整備に努めます。</li> </ul>
主体	市の施策
農林課	優良農地の保全、荒廃・遊休農地の活用対策の推進 集落営農組織化の推進 中山間地域などの振興 多面的機能の維持・発揮 水田利活用自給力の向上・産地づくりの総合支援（地域の農業や食品産業の発展の促進） 園芸振興 里山の保全・整備 農薬の使用削減及び適正使用の推進 有機米の産地化と若者就労者の確保
主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料生産のみならず、生物多様性の保全、洪水の防止などといった農地・農業の多面的機能の理解を深めます。</li> <li>・農地や里山の保全・管理・育成に参加・協力します。</li> <li>・阿賀野市産の農産物を積極的に購入し、地産地消を進めます。</li> <li>・農薬や化学肥料の使用量を低減させた環境保全型農業を理解し、参加・協力します。</li> <li>・荒廃・遊休農地の所有者は活用対策に協力します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬や化学肥料の使用量を低減させた環境保全型農業を理解し、参加・協力します。</li> <li>・農地や里山の保全・管理・育成を行います。</li> </ul>

### 1-3 身近な緑空間の保全・創出・活用



項目	内容
基本目標	自然環境に関する基本目標
施策分類	緑環境の保全・育成・活用
施策の方向性	・既存の公園・緑地の保全に努めるとともに、地域の特性に応じた緑化を進めます。
主体	市の施策
農林課	森林整備の推進（再掲） 森林経営管理の推進（再掲）
公園管理事務所	既存公園の維持管理
主体	役割
市民	・生け垣の設置やバルコニーの緑化など、緑豊かな住宅地づくりに努めます。 ・公園・水辺・街路の緑化活動に参加・協力します。
事業者	・工場や事業所の敷地における緑化を進めます。 ・公園・水辺・街路の緑化活動に参加・協力します。

### 1-4 多様で貴重な生き物の生育環境の保全



項目	内容
基本目標	自然環境に関する基本目標
施策分類	生き物の生育環境の保全・創作
施策の方向性	・生き物の生態系に配慮した土地利用や環境保全に取り組みます。 ・貴重な固体群や植生などの特定植物群落をはじめ、原生林や自然樹林、水辺環境の維持・保全に努めます。 ・多様な生き物の生息環境の確保に努めます。特に、五頭連峰に生息する貴重な生き物の保護・保全対策を強化します。 ・地域の生態系に配慮した農薬管理や環境保全型農業を推進します。
主体	市の施策
農林課	農薬の使用削減及び適正使用の推進（再掲） 里山の保全・整備（再掲）
市民生活課	開発業者への環境保全意識の指導・徹底 鳥獣保護区などにおける野生鳥獣の管理と保護（コラム参照） 生き物の生態調査（モニタリング調査、自然環境調査）などの実施



主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身の周りに生息・生育する動植物への関心を深めます。</li> <li>・身近な生態系の保全に努めるためにも、環境に配慮した行動を行います。</li> <li>・外来種の持込みや放棄は行わず、駆除や繁殖防止に協力します。</li> <li>・生物調査に協力します。</li> <li>・研究や保護を目的とした、希少動物や自然植生の情報を提供・共有します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の生態系に配慮した環境保全型の農業・林業を進めます。</li> <li>・水田の冬期湛水や用排水路の保全・利活用により、地域に密着し自然と共存する農業を目指します。</li> <li>・研究や保護を目的とした、希少動物や自然植生の情報を提供・共有します。</li> <li>・指定地域における開発事業をできる限り避け、開発時は生態系への影響の低減に努めます。</li> <li>・外来種の持込みや放棄は行わず、駆除や繁殖防止に協力します。</li> <li>・研究や保護を目的とした、希少動物や自然植生の情報を提供・共有します。(再掲)</li> </ul>

**【野生鳥獣の管理や保護】**


鳥獣被害とは、クマやイノシシ、シカ、サルなどの野生生物によって人身や農作物、林業施設などに損害が発生することをいいます。

具体的には、

- ・ツキノワグマによる人身被害
- ・イノシシやシカによる農作物の食害
- ・サルによる果樹の食害や施設への侵入
- ・鳥による農作物の食害

などが代表的な鳥獣被害です。

このような鳥獣による人身や農林業への被害は生態系の変化に伴い深刻化しており、地域に甚大な影響を及ぼしています。鳥獣被害防止のためには科学的根拠に基づいた管理や保護が必要とされています。



クマ出没特別警報発表中  
クマ 注意  
あなたと家族の命を守る 行動の実践をお願いします  
新潟県

出典：新潟県ホームページ

## 1-5 多様な清流・水辺環境の保全

**6**  
安全な水とトイレ  
を世界中に

**11**  
住み続けられる  
まちづくりを

項目	内容
基本目標	自然環境に関する基本目標
施策分類	水辺環境の保全・活用
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親水空間の整備にあたっては、国・県との調整を図りながら、地域の生態系に配慮し実施します。</li> <li>・市民や民間団体、関係機関との協働による河川・水辺の利活用策の検討並びに美化活動を進めます。</li> <li>・流域連携による水辺環境や水資源の保全・管理・活用に努めます。</li> </ul>
主体	市の施策
上下水道局	個別処理区域では、合併処理浄化槽設置の推進 集合処理区域では、下水道整備、接続率の向上

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺環境の利活用方法の企画・運営やイベントなどに参加・協力します。</li> <li>・水辺環境の保全活動に参加・協力します。</li> <li>・個別処理区域では、くみ取り槽、単独浄化槽を合併浄化槽に転換します。</li> <li>・集合処理区域における下水道の供用開始地域では、下水道に接続します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川改修及び親水空間の整備では、自然の水質浄化能力に配慮した工法も検討します。</li> <li>・水辺環境の利活用方法の企画・運営やイベントなどに参加・協力します。</li> <li>・水辺環境の保全活動に参加・協力します。</li> <li>・個別処理区域では、くみ取り槽、単独浄化槽を合併浄化槽に転換します。</li> <li>・集合処理区域における下水道の供用開始地域では、下水道に接続します。</li> </ul>

## 1-6 環境保全型・活用型産業の推進



項目	内容
基本目標	自然環境に関する基本目標
施策分類	資源の有効利用と好循環による地域活性化
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動における省資源・省エネルギー対策を進め、環境に配慮した企業誘致を進めます。</li> <li>・環境資源を最大限に保全・活用するため、農業者や商工業者、市民・民間団体との協働による農商工民連携、6次産業化を図ります。</li> <li>・化学肥料や農薬などの使用量を低減した環境保全型農業を推進します。</li> <li>・地下水や周辺河川などへの水質汚濁を防ぐため、家畜排せつ物などの管理基準の遵守など、環境に配慮した畜産を推進します。</li> <li>・瓢湖のハクチョウと共生する有機農業や、豊富な森林資源を活用した林業の推進、五頭山麓の貴重な動植物や温泉地と連携する観光・環境教育の取組など、市の環境資源が継続的に好循環する仕組みを図ります。</li> <li>・市の環境特性を活かした循環型環境ビジネスの振興やブランド化を図ります。</li> </ul>

主体	市の施策
農林課	<ul style="list-style-type: none"> <li>いきいき畜産の推進</li> <li>有機農産物のブランド化</li> <li>農薬の使用削減及び適正使用の推進（再掲）</li> </ul>
商工観光課 ・農林課	観光の価値向上に向けた取組

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿賀野市産の農産物を積極的に購入し、地産地消を進めます。（再掲）</li> <li>・農薬や化学肥料の使用量を低減させた環境保全型農業を理解し、参加・協力します。（再掲）</li> <li>・農商工との連携による市産品のブランド化やPRに参加・協力します。</li> <li>・市の特徴を活かした資源の循環システムを理解し、生活の様々な局面で配慮・参加・協力します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンイノベーションによる産業連携を進めます。</li> <li>・市の環境特性を活かした循環型・環境保全型農業を進めます。</li> <li>・商工民との連携による農産物のブランド化やPRを進めます。</li> <li>・農家や市民との連携による農産物をはじめとした市産品のブランド化やPRを進めます。</li> <li>・農薬や化学肥料の使用量を低減させた環境保全型農業を理解し、参加・協力します。（再掲）</li> </ul>



### 3) 目指すべき指標

指標	単位	令和2年度 実績値	令和14年度 目標値	備考	担当部署
森林間伐（育林）面積	ha	18.88	35.62	森林経営計画による森林整備	農林課
環境保全型農業直接支援事業補助金交付申請件数	件	264	280	令和6年度目標値	農林課
環境保全型農業直接支援事業によるたい肥散布面積	ha	512	600	令和6年度目標値	農林課
憩の場としての公園の満足度	%	69.4	70.0	令和6年度目標値	公園管理事務所

## (2) 生活環境に関する課題及び施策

### 1) 課題

課題	内容	対応する 施策
ア 地域の災害履歴や自然特性を考慮した各種計画の策定や環境教育の充実	市は地域の災害履歴や自然特性を熟知する必要があります。そのために、各種計画を策定する必要があり、阿賀野市の災害や自然に関する教育について検討する必要があります。	2-1
イ 過去の生活様式を学び、今日の災害対応などに活かすなどの試み	遺跡や遺構、文化財、過去の文献を通じて当時の生活様式を学ぶ必要があります。また、災害対策への活用について検討する必要があります。	2-1
ウ 防災面でも有効な緩衝緑地帯の整備推進	災害に強い街を作るため、防災面で有効な緩衝緑地帯の整備を推進し、災害に強い市を作る必要があります。また、緩衝緑地帯の設置により地域環境保全や地球環境の保全について検討する必要があります。	2-1
エ 災害緊急時における迅速かつ適正な広域連携とBCPの構築	市は災害時などの緊急時にも業務が滞りなく行われる必要があります。各企業と適切に連携したうえでBCP（事業継続計画）の作成について検討する必要があります。	2-1
オ 定期的な水質調査の徹底及び水質保全に係る情報公開	河川などの水質保全に向けて、定期的な水質調査を徹底させることにより水質の経年変化を把握する必要があります。これらの調査結果を適切に情報公開することにより、市民の関心の喚起方法について検討する必要があります。	2-2 2-3
カ 騒音・振動の適正な監視・指導の徹底による騒音・振動の抑制	市域の騒音・振動の抑制を図る必要があります。そのために、騒音・振動の適正な監視や指導を徹底する必要があります。	2-4
キ 大気汚染物質の排出の抑制	大気汚染物質の排出を抑制するため、電気自動車など、大気環境への負荷が少ない低排出公害車の普及を促進する必要があります。また、大気汚染物質の排出状況を的確に把握し、市民、事業者へ周知する必要があります。	2-5
ク 公共施設のアスベスト飛散対策	老朽化した公共施設のアスベスト飛散対策を進める必要があります。特にアスベストを利用した建物の解体については施設名や所在地などの開示をするとともに解体方法について検討する必要があります。	2-5
ケ 適正な土地利用の計画・誘導	都市計画に基づき、適切な土地利用の誘導に努め、環境と調和した計画的なまちづくりを進めるとともに、農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の確保・保全に努め荒廃・遊休農地の利活用を進める必要があります。	2-6
コ 地域の環境美化の推進	地域の環境美化活動を活発化させ、地域全体、市全体の美化につなげる必要があります。地域の環境美化活動を活発化させるためには、地域住民が協力し合い、地域全体で共有していく環境美化のビジョンを持つことが重要です。また、市全体の美化を目指すためには、地域の環境美化活動を活発化させるだけでなく、市全体で共有していく環境美化のビジョンを持つことが必要です。	2-7 2-8
サ 廃棄物の適正な処理	廃棄物のさらなる適正処理、減量化を図る必要があります。特に、4R推進のためにも、「もったいない精神」の意識を大切にマイバッグ持参などの取組実践、生産者や販売者にとっては、過剰包装の抑制や生分解プラスチックなどの利用、ごみの減量化に向けた取組、生ごみの堆肥化など資源循環を進める仕組みづくり、不要家電製品などの不法投棄防止に向けた家電メーカーやリサイクル業者への回収徹底の要請などについて検討する必要があります。	2-9

## 2) 施策

### 2-1 防災対策の推進による暮らしの安全確保



項目	内容
基本目標	生活環境に関する基本目標
施策分類	安全・安心な暮らしの確保
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治山、治水をはじめ、建物の耐震強化や防災情報発信など、幅広い防災・減災対策を進めます。</li> <li>・ 防災講習や教育を通じて、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図ります。</li> </ul>
主体	市の施策
危機管理課	防災・減災対策及び災害発生時における総合調整 避難所の指定・取り消し、運営などに関すること 避難行動要支援者対策（個別避難計画作成） 災害備蓄（資機材を含む）に関すること 防災講習や教育に関すること
農林課・建設課	治山、通常砂防の推進 中小河川整備の推進 雨水排水対策 冬季道路交通対策
主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震や台風、豪雨などによる災害について学んだり、地域の防災活動に参加するなど、日ごろから防災意識を高めるよう行動します。</li> <li>・ 住宅の耐震化を進めます。</li> <li>・ 災害発生時使用する家庭備蓄品を確保します。</li> <li>・ 避難行動要支援者個別計画の作成に協力します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震性や長寿命化に配慮した工事に取り組みます。</li> <li>・ 事業所の耐震化を進めます。</li> <li>・ 避難所や避難経路を確保します。</li> <li>・ 災害発生時使用する備蓄品を確保します。</li> </ul>

### 2-2 土壌・地下水汚染、有害化学物質対策の推進



項目	内容
基本目標	生活環境に関する基本目標
施策分類	安全・安心な暮らしの確保
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌汚染の発生が懸念される場合は、速やかな情報提供に努めます。</li> <li>・ 地下水の水質分析、土壌汚染調査の充実に努めます。</li> <li>・ 水道水及び上下水汚泥への放射線物質の影響については、国の基準に従い、適正な検査や管理を行い、併せて情報開示を徹底します。</li> </ul>

主体	市の施策
市民生活課	井戸台帳の整備と土壌汚染など発生時の関係機関との連携体制の確立
主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷の少ない洗剤の利用などを心がけます。</li> <li>・水質調査に協力します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動に伴う排水基準を順守し、適正処理に努めます。</li> <li>・水質調査に協力します。</li> <li>・土壌汚染に関する情報を提供します。</li> </ul>

### 2-3 家庭、事業所における河川、湖沼、湧水などの水質保全



項目	内容
基本目標	生活環境に関する基本目標
施策分類	良好な水質の保全
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の水質分析・水位観測の充実に努めます。</li> <li>・市民や学校、事業者との協働による定期的な水質調査を行い、意識啓発に役立てます。</li> <li>・湖沼や湧水の水質調査と、周辺を含む自然環境の監視・保全の育成・支援を進めます。</li> <li>・河川や湖沼においては、水生植物の浄化作用の他、自然エネルギーを利用した水質浄化を検討します。</li> <li>・公共下水道整備及び接続促進、合併処理浄化槽の普及など、生活排水対策を積極的に進めます。</li> <li>・油漏れ事故などの人為的ミスによる異常水質事案の未然防止を図ります。</li> </ul>

主体	市の施策
上下水道局	個別処理区域では、合併処理浄化槽設置の推進（再掲） 集合処理区域では、下水道整備、接続率の向上（再掲）
商工観光課 ・農林課	自然や観光における水辺の賢明な利活用の推進
市民生活課	油など流出事故発生時の関係機関との連携体制の確立 河川の水質調査

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質調査に協力します。（再掲）</li> <li>・水質浄化機能の高い植物の保全・育成に努めます。</li> <li>・節水や、環境負荷の少ない洗剤の利用、風呂水の再利用などを心がけます。（再掲）</li> <li>・公共下水道事業や農業集落排水事業が予定されていない地域では、合併処理浄化槽を設置し、適正な維持管理を行います。</li> <li>・個別処理区域では、くみ取り槽、単独浄化槽を合併浄化槽に転換します。</li> <li>・個別処理区域における下水道の供用開始地域では、下水道に接続します。</li> <li>・油分の多い排水は下水などには流さず、あらかじめ油を紙に吸わせるなど心がけます。</li> </ul>

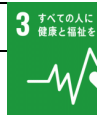
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質調査に協力します。（再掲）</li> <li>・水質浄化機能の高い植物の保全・育成に努めます。</li> <li>・自然エネルギーを利用した省エネ型の水質浄化対策を検討します。</li> <li>・節水を心がけ、事業活動に伴う排水基準を順守し、適正処理に努めます。（再掲）</li> <li>・公共下水道や農業集落排水事業が予定されていない地域では、合併処理浄化槽を設置し、適正な維持管理を行います。</li> <li>・個別処置区域では、くみ取り槽、単独浄化槽は合併浄化槽に転換します。</li> <li>・個別処理区域における下水道供用開始地域では、下水道に接続します。</li> <li>・油分の多い排水は直接流さないよう、グリーストラップなどの除害施設設置を進めます。</li> </ul>
-----	---

## 2-4 騒音・振動の防止



項目	内容
基本目標	生活環境に関する基本目標
施策分類	観測・監視体制の充実ならびに相談・指導体制の整備
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が定めた指定区域内では特定施設の設置や建設作業時の届出の徹底により、工事や事業活動などに伴って生じる騒音や振動などの公害の未然防止を図ります。</li> <li>・指定区域などに立地する工場などの事業者と環境保全協定の締結を進めることで、公害の未然防止に努めます。</li> </ul>
主体	市の施策
市民生活課	騒音・振動の適正な監視・指導 事業者との事前協議と環境保全協定の締結 自動車騒音測定
主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活騒音の防止に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音や振動の基準を順守するとともに、自主規制・基準の導入を検討します。</li> <li>・市と騒音・振動防止協定や環境保全協定の締結に協力します。</li> </ul>

## 2-5 大気汚染・悪臭の防止



項目	内容
基本目標	生活環境に関する基本目標
施策分類	観測・監視体制の充実ならびに相談・指導体制の整備
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の大気観測データを利活用し、光化学スモッグやPM<sub>2.5</sub>注意報などの発令時には、迅速かつ的確に市民、事業者へ周知します。</li> <li>・ 大気汚染物質の排出を抑制するため、電気自動車など、大気環境への負荷が少ない低排出公害車の普及を促進します。</li> <li>・ 排ガスの発生を抑制するため、急加減速や長時間のアイドリングを行わないなどのエコドライブの普及を促進します。</li> <li>・ 県と連携し、建築材料や建築物の解体現場などからの大気中へのアスベスト飛散防止を図ります。</li> <li>・ 工場や事業場などからの悪臭については、事業者に対して指導を行い、その発生の防止を図ります。</li> <li>・ 野焼きについては、現地指導や広報などを通じて廃棄物の適正処理を周知します。</li> </ul>
主体	市の施策
農林課・市民生活課	野焼きの通報対応 稲わら・穀類の農地へのすき込みの啓発 悪臭測定調査 環境保全巡視員による臭気モニタリング調査 光化学スモッグやPM <sub>2.5</sub> 注意報の発令時の連絡網の構築
主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気汚染への負荷が少ない低公害車を導入します。</li> <li>・ 急発進、急停止、長時間のアイドリングなどをしないエコドライブを心がけます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 悪臭対策に努めます。</li> <li>・ 大気汚染への負荷が少ない低公害車を導入します。</li> <li>・ 急発進、急停止、長時間のアイドリングなどをしないエコドライブを心がけます。</li> <li>・ 大気質調査に協力します。</li> <li>・ 排出ガス規制を順守し、自主規制・基準の導入を検討します。</li> <li>・ 市と環境保全協定の締結に協力します。</li> </ul>

## 2-6 適正な土地利用の計画・誘導



項目	内容
基本目標	生活環境に関する基本目標
施策分類	土地利用の適正管理と美しいまちづくり
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画に基づき、適切な土地利用の誘導に努め、環境と調和した計画的なまちづくりを進めます。</li> <li>・ 地域の環境特性に応じた企業立地や事業活動を誘導していきます。</li> <li>・ 無秩序な開発行為を防止するとともに、空き地・空き家の有効活用の検討を進めます。</li> </ul>



主体	市の施策
建設課・ 市民生活課	適正な土地利用（土地の特性に合った誘導）の推進 空き地・空き家などの適正な管理の推進
主体	役割
市民	・市の計画的なまちづくりに参加・協力します。 ・空き地・空き家の所有者は適正に土地を管理するとともに、市の活用対策に協力します。
事業者	・市の計画的なまちづくりに参加・協力します。 ・開発事業に際しては、市の計画との整合を図ります。

## 2-7 地域・地区の特徴を活かした良好な景観づくり



項目	内容
基本目標	生活環境に関する基本目標
施策分類	土地利用の適正管理と美しいまちづくり
施策の 方向性	・潤いある水辺景観、雄大な田園景観、緑豊かな住宅地・公園景観、歴史文化が香る街並み景観など、各地区の特に応じた景観形成を図ります。 ・観光振興にも寄与する市固有の景観の創出に努めます。
主体	市の施策
商工 観光課・ 農林課	自然や観光資源の賢明な利活用の推進
主体	役割
市民	・良好な景観保全や魅力的な景観づくりに参加・協力します。
事業者	・良好な景観保全や魅力的な景観づくりに参加・協力します。 ・周囲や街並みと調和した社屋のたたずまいや屋外広告看板などの設置に配慮します。

## 2-8 地域一体となった環境美化の推進



項目	内容
基本目標	生活環境に関する基本目標
施策分類	土地利用の適正管理と美しいまちづくり
施策の 方向性	・不法投棄の発見・防止と地域の安全確認を兼ねたクリーン作戦(美化活動)などにより、自治会や企業、子供たちと一体となった環境衛生・環境美化の取組を維持・推進します。

主体	市の施策
建設課・ 市民生活課	適正な土地利用（土地の特性に合った適正な誘導）の推進（再掲）
生涯学習課・ 市民生活課	クリーン作戦の推進 自治会などによる美化活動への支援

主体	役割
市民	・クリーン作戦などに参加・協力します。 ・ポイ捨てや野焼きは行いません。また、発見した場合は関係機関に連絡します。
事業者	・クリーン作戦などに参加・協力します。 ・不法投棄、野焼きは行いません。また、発見した場合は関係機関に連絡します。

## 2-9 4Rの推進と適正処理



項目	内容
基本目標	生活環境に関する基本目標
施策分類	ごみの減量化・分別・適正処理の推進
施策の 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの減量化と分別排出を徹底するよう啓発します。また、継続的な4R運動の啓発活動などを通じ、ごみの発生抑制・再利用・リサイクルなどに関する意識を普及・啓発します。</li> <li>・生ごみ処理器の導入、マイバッグ運動の実践、リユース食器の活用、グリーン購入など、消費生活におけるごみ減量意識の普及・啓発を推進します。</li> <li>・ごみ処理時に発生する熱エネルギー利用を検討します。</li> <li>・ごみの減量化の徹底と分別意識の共有により、ごみ資源化を一層進めます。</li> <li>・環境マネジメントシステムやゼロエミッションの普及・拡大に努め、事業活動における廃棄物の減量化・資源化の取組を進めます。</li> <li>・廃棄物処理業者に対し、適正処理の指導を徹底します。</li> </ul>
主体	市の施策
市民生活課	廃棄物処理状況の把握 生ごみ処理容器設置の推進 不法投棄パトロール、環境巡視員によるパトロール

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの減量化と分別を徹底します。</li> <li>・家電リサイクル法など資源回収システムに協力します。</li> <li>・4Rに取り組みます。また、4Rの実践に取り組みます。</li> <li>・グリーン購入に努めます。（コラム参照）</li> <li>・マイバッグの利用、不要品のリサイクル店への持込み、フリーマーケットの活用、イベント時の食器の再利用など、様々な局面での資源の減量化・再利用を進めます。</li> <li>・生ごみ処理器を積極的に設置し、堆肥化などの有効利与を進めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの減量化と分別を徹底します。</li> <li>・各種法規制に基づく資源回収、リサイクルを進めます。</li> <li>・環境マネジメントシステムやゼロエミッション（コラム参照）の構築を進めます。</li> <li>・廃棄物の適正処理を徹底します。</li> <li>・4Rに取り組みます。また、4Rの実践に取り組みます。</li> <li>・グリーン購入に努めます。</li> <li>・製品・商品のグリーン化に努めます。</li> <li>・製品・商品の不要品の再利用に努めます。</li> <li>・稲からや粃がらの有効活用や、農業系ビニールなどの適正処理に努めます。</li> </ul>

### 【グリーン購入】

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

平成 13 年 4 月から、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)が施行されました。この法律は、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めています。幅広い主体が、それぞれの立場から、グリーン購入を進めていくことが期待されています。

出典：環境省ホームページ

### 【ゼロエミッション】

「無限で劣化しない地球」から「有限で劣化する地球」への社会的な意識の変化などを背景に、「ゼロエミッション」という考え方ができています。これは一産業では自社内等で発生する廃棄物を極力最小化し、再資源化してもなお発生する廃棄物を他の産業と連携することによって適切なリサイクルの確立を図っていくというものです。

この概念は、廃棄物だけではなく、二酸化炭素などの温室効果ガス等の実質排出量ゼロにすることにも使用されています。

出典：環境省ホームページ

### 3) 目指すべき指標

指標	単位	令和2年度 実績値	令和14年度 目標値	備考	担当部署
災害に備え家庭で実践している事項数（平均）	項目	4.5	8	防災減災意識の向上に取り組むため	危機管理課
防災訓練参加者数（市及び自主防災組織などの訓練）	人	191	1,500	防災減災意識の向上に取り組むため	危機管理課
自治体及び事業者などとの災害時応援協定締結数	組織	43	45	広域的な災害による物流の停滞に備え、災害時応援協定の締結に取り組むため	危機管理課
水洗化率	%	71.2	75	R6 年度目標値	上下水道局
単独浄化槽設置基数	基	2,489	2,140	R6 年度目標値	上下水道局
大気の基準値を上回った件数	件	0	0		市民生活課
河川などの水質基準を上回った件数	件	0	0		市民生活課
環境公害（騒音・振動・悪臭・水質汚濁）苦情件数	件	7※	15		市民生活課
生活衛生・環境に関する苦情件数	件	220	120	令和6年度目標値	市民生活課
空き地の管理及び害虫獣に関する苦情件数	件	32	20	令和6年度目標値	市民生活課
最終処分量	t	1,455	1,392	令和6年度目標値	市民生活課
市民1人当たりのごみの年間排出量[リデュース]	kg	282	260	令和6年度目標値	市民生活課
中古品・フリーマーケット・詰替品などで積極的に再利用している市民の割合[リユース]	%	7.5	10	令和6年度目標値	市民生活課
ごみの資源化率[リサイクル]	%	15	20	令和6年度目標値	市民生活課
分別不適合率（焼却量に対する不燃物の含有率）	%	3.8	0.4	令和6年度目標値	市民生活課
不法投棄の発生確認件数	件	17	30	令和6年度目標値	市民生活課
野焼きの苦情件数	件	8	0		市民生活課
広報誌による環境啓発回数	件	4	4		市民生活課

※令和2年度の苦情件数は目標値を大きく下回りましたが、目標値の15件は妥当と考えられるため引き続き同目標値としました。

### (3) 地球環境に関する課題及び施策

#### 1) 課題

課題	内容	対応する 施策
ア エコ・コンパクトなまち づくりに必要な環境配慮 に対する意識啓発と制度 周知	エコでコンパクトなまちづくりを推進するために環境に対して 必要な配慮をするとともに市民・事業者への意識啓発について 検討する必要があります。	3-1
イ 景観形成やヒートアイラ ンド対策を意識した取組	グリーンカーテンなどの緑化や打ち水などを行い、景観形成を 促進するとともに、市中心部ヒートアイランド化の防止につい て検討する必要があります。	3-2
ウ 再生可能エネルギーなど の整備の促進	経済の発展と環境の保全を両立させることが重要です。そのた めにはメガソーラー発電施設などを誘致し再生可能エネルギー などの導入の促進について検討する必要があります。	3-3
エ 省エネ住宅やエコカーの 普及など環境配慮型施設 などの導入	ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス） <sup>11</sup> などの省エネ 住宅やZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル） <sup>12</sup> などの省 エネ事業所、電気自動車などのエコカーの普及について検討す る必要があります。	3-3
オ 創エネの取組の推進	省エネを推進するだけでなく、太陽光発電所の設置を推進す るなど、市内での創エネ（エネルギーを作り出すこと）を積極 的に行い、地球温暖化防止に寄与する必要があります。	3-3
カ 省資源・省エネルギー、 再生可能エネルギーなど による生活スタイルの普 及啓発推進	市民が、省資源・省エネルギー、再生可能エネルギーなどに配 慮した生活スタイルを実践できるよう、意識啓発する必要があ ります。また、市は省資源・省エネルギーに関する情報発信方 法について検討する必要があります。	3-3 3-4 3-5
キ 事業活動に伴う環境負荷 の低減・再生可能エネ ルギーなど活用の推進	市内の事業者が環境負荷を低減するために意識啓発したり、再 生可能エネルギーなどの導入促進を後押ししたりする必要があ ります。また、それらの取組状況や達成状況を公開するなど普 及促進について検討する必要があります。	3-6

<sup>11</sup> ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）とは、環境負荷をゼロにすることを目標とした住宅のことです。ZEHは、太陽光発電や地熱などの自然エネルギーを利用し、熱・冷気を効率的に利用し、環境負荷を最小限に抑えることを目指しています。

<sup>12</sup> ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）とは、環境負荷をゼロにすることを目標としたビルのことです。ZEBは、太陽光発電や地熱などの自然エネルギーを利用し、熱・冷気を効率的に利用し、環境負荷を最小限に抑えることを目指しています。

## 2) 施策

### 3-1 エコ・コンパクトなまちづくり



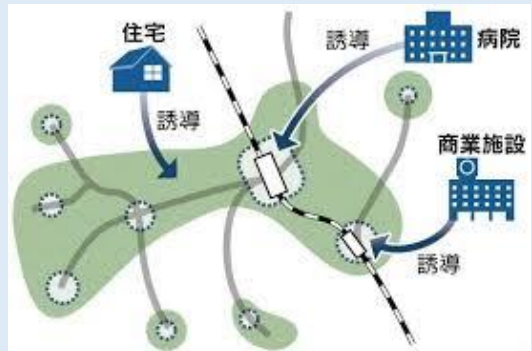
項目	内容
基本目標	地球環境に関する基本目標
施策分類	地球温暖化に対応したまちづくり
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無秩序な市街地拡大をできるだけ抑え、自然環境の保全を図るため、都市的機能の集積と適正配置を進めます。また、市民の日常生活を支える商業・医療・福祉施設の適正立地により、便利で暮らしやすく、環境負荷の小さいエコ・コンパクトなまちづくり（コラム参照）を進めます。</li> <li>・国道 49 号阿賀野バイパスの整備により、市街地内の渋滞解消を図り、CO<sub>2</sub>削減に寄与します。</li> </ul>
主体	市の施策
建設課	適正な土地利用（土地の特性に合った適正な誘導）の推進（再掲） 国道 49 号阿賀野バイパス及びアクセス道路の整備促進 街路樹などの道路緑化の推進
主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用車の新規購入や買い替えにあたっては電気自動車などエコカーの導入に努めます。</li> <li>・徒歩や自転車、公共交通機関による移動を心がけます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社用車の新規購入や買い替えにあたっては、電気自動車などエコカーの導入に努めます。</li> <li>・徒歩や自転車、公共交通機関による移動を心がけます。</li> <li>・開発事業に際しては、市の計画との調整を徹底します。</li> </ul>

#### 【コンパクトシティー】

コンパクトシティーは以下のように定義づけられています。

- 1) 高密度で近接した開発形態
- 2) 公共交通機関でつながった市街地
- 3) 地域のサービスや職場までの移動の容易さ

コンパクトシティーには、ある程度の人口がまとまって居住することにより、福祉・商業等の生活サービスの持続性が向上するとともに、これらのサービスに徒歩や公共交通で容易にアクセスできるようになることで、外出が促進され健康の増進につながるという生活面での効果、除雪や訪問介護等の公的サービスの効率化や公共施設の再配置・集約化等により、財政支出の抑制につながるという財政面で



コンパクトシティーのイメージ 出典：科学技術振興機構 HP

の効果、徒歩や公共交通による移動を促進し、過度な自動車への依存が抑制され、二酸化炭素排出量の削減につながるという環境面での効果、サービス産業の活性化と外出の増加による消費の増加という経済面での効果等、多岐にわたる利点があります。

出典：国土交通省ホームページ



### 3-2 ヒートアイランド対策の推進



項目	内容
基本目標	地球環境に関する基本目標
施策分類	地球温暖化に対応したまちづくり
施策の方向性	・家庭や事業所、公共施設での雨水利用・雨水浸透の推進、緑化や自然エネルギーの導入など、ヒートアイランド対策を進めます。
主体	市の施策
建設課	街路樹などの道路緑化の推進（再掲）
主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生け垣やグリーンカーテンの設置など、緑豊かな住宅地づくりに努めます。</li> <li>・公園・水辺・街路の緑化活動に参加・協力します。（再掲）</li> <li>・空調の適切な利用をはじめ、雨水利用や打ち水などの工夫により温度上昇を防ぎます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場や事業所の敷地における緑化を進めます。（再掲）</li> <li>・公園・水辺・街路の緑化活動に参加・協力します。（再掲）</li> <li>・空調の適切な利用により温度上昇を防ぎます。</li> </ul>

### 3-3 再生可能エネルギー、未利用エネルギー活用の推進



項目	内容
基本目標	地球環境に関する基本目標
施策分類	再生可能エネルギー、未利用エネルギーの有効活用
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業におけるエネルギーの効率的利用と再生可能エネルギーなどの導入を検討します。また、生ごみや間伐材などのバイオマス資源の利活用による資源循環システムの構築を進めます。</li> <li>・公共施設や住宅、産業活動における太陽光発電や小水力発電、バイオマス発電の導入など、地域の特性に応じた自然エネルギーや未利用エネルギーの活用を検討します。</li> <li>・家庭や給食施設、飲食・宿泊施設などからの廃食用油回収とBDF化及び活用を検討します。</li> </ul>
主体	市の施策
管財課	公共施設整備における太陽光発電などの導入
主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみの分別を徹底し、堆肥への活用を進めます。</li> <li>・太陽光発電設備の導入を進めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動にも地球環境にも効率的・効果的なエネルギーの利活用を進めます。</li> <li>・自然エネルギーや再生可能エネルギーの開発を進めます。</li> </ul>

### 3-4 エネルギーの効率的な利用の推進



項目	内容
基本目標	地球環境に関する基本目標
施策分類	再生可能エネルギー、未利用エネルギーの有効活用
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭や学校、事業所などにおける省資源・省エネルギーの実践を促します。</li> <li>公共施設の整備にあたり省エネルギー型の設備・機器や自然エネルギーの導入を進めます。</li> </ul>
主体	市の施策
管財課・市民生活課	照明のLED化の推進 古い空調設備の更新 高断熱化設備などの導入 広報やホームページによる啓発 ピークカット・ピークシフトの実践・啓発
主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活における節電・節水に心がけます。</li> <li>消費電力の少ない家電に切り替えます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動における節電・節水に心がけます。</li> <li>消費電力の少ない設備に切り替えます。</li> </ul>

### 3-5 省資源・省エネルギーの生活スタイルの普及啓発



項目	内容
基本目標	地球環境に関する基本目標
施策分類	環境にやさしい暮らし及び事業活動の推進
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>省資源・省エネルギーに関する情報提供により、低炭素社会に向けた生活スタイルの普及を図ります。</li> <li>市民の主体的な省資源・省エネルギー活動を支援します。</li> <li>「地球温暖化対策実行計画」の策定により、市が率先して地球温暖化防止に取り組みます。</li> </ul>
主体	市の施策
市民生活課	広報やホームページによる啓発(再掲)
主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活における節電・節水に心がけます。(再掲)</li> <li>省資源・省エネルギーに関し積極的に情報を得ます。</li> <li>新築や改築にあたっては、断熱や蓄熱などの省エネルギー・創エネルギー効果の高い設備やシステムを積極的に導入します。</li> <li>自家用車の新規購入や買い替えにあたっては、電気自動車などエコカーの導入に努めます。(再掲)</li> <li>環境家計簿をつけるなど、環境に配慮した生活スタイルの達成度評価を積極的に行います。</li> </ul>

### 3-6 事業活動に伴う環境負荷の低減・再生可能エネルギーなど活用の推進



項目	内容
基本目標	地球環境に関する基本目標
施策分類	環境にやさしい暮らし及び事業活動の推進
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所における環境マネジメントシステムの導入や環境報告制度の普及、環境配慮指針の整備など、環境に配慮した企業づくりを支援します。</li> <li>・事業活動におけるエネルギーの効率的利用や再生可能エネルギーの利用を検討し、導入を進めます。</li> </ul>
主体	市の施策
商工観光課	・事業者の環境問題への取り組みを推進
主体	役割
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動における節電・節水に心がけます。(再掲)</li> <li>・事業活動にも地球環境にも効率的・効果的なエネルギーの利活用を進めます。(再掲)</li> <li>・環境マネジメントシステムやゼロエミッションの構築を進めます。</li> <li>・社用車の新規購入や買い替えにあたっては、電気自動車などのエコカーの導入に努めます。(再掲)</li> </ul>

### 3) 目指すべき指標

指標	単位	令和2年度実績値	令和14年度目標値	備考	担当部署
再生可能エネルギー発電設備導入件数	件	586	1,246		市民生活課
市の施設における温室効果ガス(CO <sub>2</sub> )排出量	t-CO <sub>2</sub>	11,135	9,000	令和6年度目標値	管財課

## (4) 環境教育に関する課題及び施策

### 1) 課題

課題	内容	対応する施策
地域の歴史・文化に裏付けられた資源の保護・管理及び保全意識の醸成	市の歴史遺産、文化遺産を保護し継承するとともに、将来の市の環境を保護するような意識の醸成方法について検討する必要があります。	4-1 4-2
環境学習・環境教育の推進	学校などや地域における環境教育プログラムの構築と実施について検討する必要があります。 学校教育のほか、地域コミュニティや生涯学習分野と連携し、環境学習や環境教育について検討する必要があります。	4-2 4-3 4-4
市の各種計画における「環境への配慮」の位置づけ及び実践	市が策定する各種計画において「地球環境や地域環境への配慮」を位置付けるとともに実践するよう周知について検討する必要があります。	4-5
様々な主体と連携した幅広い環境保全プログラムの企画・展開	産業や観光・福祉分野など幅広い分野と連携し、環境保全のための幅広いプログラムの企画展開について検討する必要があります。	4-5

### 2) 施策

#### 4-1 誇り高い歴史・文化遺産の保全・継承



項目	内容
基本目標	環境教育に関する基本目標
施策分類	歴史・文化的環境の継承及び活用
施策の方向性	・歴史・文化遺産を将来に渡り継承していくため、その保全・保護・管理に努めます。
主体	市の施策
生涯学習課	遺跡発掘調査事業、遺跡出土遺物整理の推進 市内文化財などの保護、調査、活用
主体	役割
市民	・歴史・文化遺産の学習会などを通じて、保存・利活用に参加・協力します。
事業者	・歴史・文化遺産の保存・利活用に参加・協力します。 ・開発事業に際しては、歴史・文化遺産の保全に配慮します。

#### 4-2 環境教育・観光資源としての利活用の推進



項目	内容
基本目標	環境教育に関する基本目標
施策分類	歴史・文化的環境の継承及び活用
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史・文化遺産を通じて、本市の伝統文化や地場産業などを学び、環境教育に役立てます。</li> <li>・歴史・文化遺産の観光資源としての有益性を確認しこれからのまちづくりにつなげていきます。</li> <li>・環境に関する各種講座や講習会を実施します。</li> </ul>
主体	市の施策
商工観光課 ・農林課	森林資源・農産物などのブランド価値向上に向けた取組
生涯学習課	文化財公開活用 芸能・文化祭開催 文化協会支援 自然環境の保全やまちづくりと一体となった歴史・文化遺産の活用
主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に関する各種講座や体験学習に参加・協力します。</li> <li>・家庭での環境教育や歴史教育を進めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に関する各種講座や体験学習を実施します。</li> <li>・学習関連施設の維持管理に参加・協力します。</li> </ul>

#### 4-3 身近な自然や地球環境に関する学習・教育の推進



項目	内容
基本目標	環境教育に関する基本目標
施策分類	環境学習・環境教育の推進（コラム参照）
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境やごみ、地球温暖化などの環境問題について、市民講座や自然観察会といった市民などが学習する場を提供します。</li> <li>・広報やホームページなどを活用し、市の環境施策や市民講座などの情報発信を行います。</li> </ul>
主体	市の施策
農林課	農産物体験学習の推進
商工観光課・ 市民生活課	事業者の環境問題への取り組みを推進（再掲） 環境啓発講座の実施
主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な自然の利活用方法の企画・運営やイベントなどに参加・協力します。</li> <li>・環境保全活動に参加・協力します。</li> <li>・歴史・文化遺産の学習会などを通じて、保存・利活用に参加・協力します。（再掲）</li> <li>・環境にかかる総合的な学習やふれあいを通じて、市の自然や歴史文化、環境問題に関心を持ち、身近な所から持続可能な環境保全・創出活動に取り組みます。</li> <li>・幅広い世代や地域間で環境に対する意識を共有し、共に環境保全・創出活動に取り組みます。</li> </ul>

事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の利活用方法の企画・運営やイベントなどに参加・協力します。</li> <li>・自然環境の保全活動に参加・協力します。</li> <li>・歴史・文化遺産の保存・利活用に参加・協力します。(再掲)</li> <li>・学校教育や地域コミュニティと連携した環境学習・環境教育に参加・協力します。</li> <li>・事業活動の専門性を活かした環境保全・創出活動に協力します。</li> </ul>
-----	---

### 【環境学習の目的】

環境学習の目的は、個人と社会集団が、総合的な環境とそれに関わる問題について関心と感受性を持ち、人類の重要な立場と役割を理解し、環境の保護改善に参加する意欲と問題解決のための技能及び評価能力を身につけ、また適切な行動を起こすために、環境問題に関する責任と事態の危急性についての認識を深めることができるようにすることです。

出典：ベオグラード憲章（1975年 非同盟諸国首脳会議 ベオグラード会議）



#### 4-4 環境を守り育てる人材の育成



項目	内容
基本目標	環境教育に関する基本目標
施策分類	人づくり・しくみづくり
施策の方向性	・自治会や子ども会、民間団体などによる美化活動や環境学習、まちづくり活動などを支援します。環境学習、環境保全活動を指導する人材の育成を支援します。(コラム参照)
主体	市の施策
農林課	農産物体験学習の推進(再掲)
市長政策・市民協働課 市民生活課 関係各課	市民団体などへの支援
主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各自がそれぞれの立場や専門分野において環境保全・創出活動などを行うとともに、環境学習や環境の情報収集に努めます。</li> <li>・環境学習や環境保全・創出活動に貢献する人材育成を地域ぐるみで進めます。</li> <li>・個人や家庭、団体で取り組んでいる環境保全・創出活動を SNS など様々なメディアを通じて紹介・公開し、意見交換しながら関係者間で意識啓発・共有を進めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動における専門分野において、地域の環境学習や環境保全活動に積極的に貢献します。</li> <li>・事業活動における環境配慮の取組や活動状況の情報公開を積極的に行い、事業者間など関係者間で意識啓発・共有を進めます。</li> </ul>

#### 【人材の育成】

環境省では、「地域社会において環境教育を担う人材の育成を進めること」といった基本方針の基、「教職員等環境教育リーダー養成研修」、「自然資源を活かすエコツーリズム・インタープリテーション(自然・文化・歴史を分かり易く人々に伝えること)の人材育成支援事業」などを行っています。

出典：環境省ホームページ

## 4-5 産・官・民一体となったPR活動の展開



項目	内容
基本目標	環境教育に関する基本目標
施策分類	環境情報の発信・共有
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係各団体と連携し、環境に関するイベントの情報提供や周知を行います。市の特徴的な環境保全活動やそれらに関わる産業や観光情報の紹介・PRを積極的に行います。</li> <li>本計画の進捗状況の確認、必要に応じた軌道修正などに対応できるよう、専門家も交えて、市民、民間団体、事業者、行政による進行管理の仕組みづくりを図ります。（コラム参照）</li> </ul>
主体	市の施策
商工観光課	観光の価値向上に向けた取組（再掲）
関係各課	環境基本計画に定めた指標についてのデータ集積、解析
主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画の実施に当たり、それぞれの立場で積極的に参加・協力します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動における環境配慮の取組や活動状況の情報公開を積極的に行い、事業者間など関係者の間で意識啓発・共有を進めます。（再掲）</li> <li>環境配慮に関する新技術などの紹介を積極的に行います。</li> <li>本計画の実施に当たり、それぞれの立場で積極的に参加・協力します。</li> </ul>

### 【産・官・民連携】

産・官・民連携とは、民間企業（産）、国・地方自治体（官）、市民・NPO 法人（民）の三者が、研究成果や技術、ノウハウを活用して、実用化や産業化、地域の課題解決などを目指す仕組みのことです。

### 3) 目指すべき指標

指標	単位	令和2年度 実績値	令和14年度 目標値	備考	担当部署
資料館・博物館の利用及び文化行政事業に参加したことがある市民の割合	%	7.7	14		生涯学習課
市民環境講座開催回数	回	0	3		市民生活課
農林漁業体験学習支援事業支援事案件数	件	8	7※	市内の小中学校数	農林課
ふるさと農業歴史資料館入館者数	人	4,059	7,360	令和6年度目標値	商工観光課
水原代官所入館者数	人	1,592	2,769	令和6年度目標値	商工観光課

※小中学校の統廃合により今後1校減少する見込みがあるため、目標値を7件としました。